

入札参加資格審査申請書変更届について

入札参加資格審査申請書提出後、次の事項について変更があったときは、「変更届」に変更事項を記載し、関係書類を添付の上、直ちに提出してください。

※電子入札で使用するＩＣカードに登録している情報（「代表者又は年間受任者」、「会社名」、「本社所在地」等）に変更があった場合は、新規にＩＣカードを取得してください。変更前の情報が登録されているＩＣカードを使用すると不正使用に該当し、入札は無効になります。

1 提出先

〒775-0295 徳島県海部郡海陽町大里字上中須128
海陽町役場 行革政策課 入札担当
電 話 0884-73-4156（直通）
FAX 0884-73-3097

2 注意事項

- (1) 変更届の様式は、当ホームページ上からダウンロードできます（徳島県に提出しているものでも可）
- (2) 委任状の様式は任意です。（物品・役務業者用は、当ホームページ上からダウンロードできます）
- (3) 会社の控え等に受付印が必要な場合は、各自でコピー等を準備の上、同時に提出してください。
またその際、郵送により送付する場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
- (4) 名簿登載後の建設企業の新たな総合評定通知書（経審結果）の送付は不要です。
- (6) その他不明な点があれば、行革政策課入札担当までお問い合わせください。

3 主な変更事項に係る必要書類

- (1) 組織変更した場合
 - ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る、コピー可）
 - ・委任状（年間委任している場合）※なお、会社合併、分割、事業譲渡等、会社再編による変更の場合は、再申請が必要な場合もありますので、事前に行革政策課入札担当にお問い合わせください。
- (2) 主たる営業所の所在地、商号又は名称を変更した場合
 - ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る、コピー可）
 - ・委任状（年間委任している場合）※所在地の変更に伴い、郵便番号、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレスに変更があった場合は、変更届に変更内容を合わせて記載してください。
- (3) 代表者の氏名又は役職名を変更した場合
 - ・登記事項証明書（氏名変更の場合。履歴事項全部証明書に限る、コピー可。）
 - ・委任状（年間委任している場合）※役職名の変更の場合は、変更届に変更内容を記載してください。
- (4) 年間受任をしている営業所の所在地、名称又は受任者（役職名を含む）を変更した又は新たに受任者を設定する場合
 - ・委任状

※所在地の変更に伴い、郵便番号、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレスに変更があった場合は、変更届に変更内容を合わせて記載してください。

(さらに建設企業の場合)

- ・建設業法に定める許可申請書又は変更届の写し（別紙営業所一覧表を含む）で行政機関の受付印があるもの
 - ・総合評定値通知書（経審結果）の写し（建設工事の種類を追加する場合のみ）
- ※建設工事で年間受任者を置く場合、希望する建設工事の種類は、年間受任者が有する許可業種の範囲内になります。

(5) 年間受任者を廃止した場合

※変更届に廃止した旨を記載して提出してください。

(6) 電話番号、ファックス番号、メールアドレスを変更した場合（主たる営業所又は年間受任者）

※変更届にその旨を記載して提出してください。

(7) 入札参加資格の取り下げ

※変更届の変更内容の欄に「入札参加資格の取り下げ」等、取り下げる旨が明確にわかるように記載の上、提出してください。

※廃業による場合は廃業届の写しを添付してください。

【建設企業のみ】

(8) 建設工事の種類に変更があった場合（主たる営業所又は年間受任者）

（追加する場合）（県内業者は年度途中の追加は不可）

- ・建設業許可証の写し
 - ・建設業法に定める許可申請書又は変更届の写し（別紙営業所一覧表を含む）で行政機関の受付印があるもの
 - ・総合評定値通知書（経審結果）の写し
- （削除する場合） ※変更届にその旨を記載して提出してください。

(9) 建設業の許可区分に変更（例：一般→特定）があった場合（主たる営業所又は年間受任者）

- ・建設業許可証の写し
- ・建設業法に定める許可申請書又は変更届の写し（別紙営業所一覧表を含む）で行政機関の受付印があるもの

【測量・建設コンサル企業のみ】

(10) 希望業務内容に変更があった場合

（削除又は◎→○の変更）

※変更届にその旨を記載して提出してください。

（追加又は○→◎の変更）

- ・登録通知等、証明できる書類（登録業務である場合）

※希望業務の追加のみの変更の場合は変更届にその旨を記載して提出してください。

(11) 技術職員に変更があった場合（有資格区分の変更、技術者の追加・削除）＜県内企業に限る＞
（有資格区分の変更）

※合格証書の写しと技術職員名簿（県様式第4号）

（技術者の追加）

※合格証書の写し、社会保険の被保険者資格取得確認・標準報酬決定通知書の写し及び雇用保険被保険者資格取得確認通知書（又は雇用保険被保険者証）の写し